

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、結論において妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年9月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和3年度実施 沖縄県公立学校教員候補者選考試験第2次試験（以下「第2次試験」という。）について 緊急事態宣言下で、再延期せずに9月4日、5日に実施することを決定した会議の議事録及び参加者名」等3件（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、該当する公文書が存在しないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月24日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年12月20日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

医療が崩壊し新型コロナに感染しても受診してもらえない生命権の危機にさらされている中、教員選考試験の2次試験が強行された。行政は文書主義の原則から説明責任を果たす責務がある。

2 審査請求の理由（要旨）

沖縄県は緊急事態宣言のもとにあり、県知事は県民に対して「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について」で、9月12日まで都道府県間、離島との往来をやめるよう呼びかけていた。

このような時期に、県外や離島からの受験者に、PCR検査の受検すら呼びかけず、試験官・試験スタッフにPCR検査の受検すら義務づけずに、時間帯をずらしているとはいえ595人の第2次試験を強行したのである。第2次試験の受験者の多

くが学校現場で働いている。当然、受験生の中には妊婦もいれば持病がある人もいる。正気の沙汰とは思えない。

今回の公文書不存在による不開示決定は、文書主義の原則を、県民の生命に関する事案で踏みにじっている。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

令和3年9月4日（土）、5日（日）の第2次試験の再延期を議題とする会議は開催されていないため、本件請求に係る文書は存在しない。

第5 審査会の判断

審査会は実施機関に対し、第2次試験を令和3年9月4日及び5日に開催することをどのように決定したのか、受験者や試験官・案内係等、関係者に対する感染防止対策をどのように決定しどのように呼びかけたのか、確認を求めた。

実施機関からは、次のとおりの説明があった。

- (1) 第2次試験は当初、令和3年8月13日から15日に実施することを予定していたが、同年8月1日に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から沖縄県及び関係団体によって発出された「沖縄県緊急共同メッセージ」を受け、同月11日に実施機関関係者を委員とする教員候補者選考委員会を開催し、同年9月4日及び5日に延期することが決定された。
- (2) 令和3年8月25日に、第2次試験を延期せず実施することを実施機関において調整し、確認した。当該調整は、教育庁学校人事課長、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、サービス・選考試験班班長及び選考試験担当者3名の計7名で行われ、第2次試験開催に当たっては感染防止対策を万全に実施することや、受験者の滞在時間を最小限にするために試験内容を見直すことなども合わせて調整した。また、ここで調整した内容について議事録等の文書は作成しなかった。
- (3) 第2次試験実施に当たり、受験者等関係者に対する感染防止対策についての会議等による調整は行っておらず、実施機関の担当者にて通知文案を作成し、令和3年8月25日付け文書決裁により、ホームページ上で公開し周知を行った。

実施機関は、第2次試験の実施については、(1)のとおり委員を招集し教員候補者選考委員会を開催し決定したが、その延期については同委員会の開催はなかったことから、「会議は開催されていないため、本件請求に係る文書は存在しない」と主張している。しかし、関係者を招集し議事録を作成するような会議は開催しなかったものの、(2)のとおり、実施機関において延期せずに実施するとの意思決定はなされていることが確認できた。また、(3)のとおり受験者等に対する感染防止対策についての会議の開催はなかったことが確認できた。

本件請求文書の記載内容を見ると、関係者を招集して行う会議のみを「会議」と捉えるのではなく、実施機関の担当者によって意思確認する打合せや調整もまた「会議」と捉えることができる。そのため、本件においては、開示請求制度の趣旨を踏まえ、実施機関が行う「会議」を幅広く捉えた上で、請求内容を確認し文書を特定するべきであった。

しかし、実施機関の説明のとおり(2)で行った実施機関における調整については、議事録は作成しておらず、参加者名が確認できる文書も存在しないことは明らかであり、(3)のとおり第2次試験の受験者等関係者の感染防止対策については会議を行っていないことから、審査会においても本件請求文書は存在しないことを確認した。

また、沖縄県教育委員会において議事録等を作成すべきとされている会議を確認したところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第14条に規定される教育委員会の会議や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律や条例に基づき設置される附属機関等の会議については、地方教育行政法や沖縄県教育委員会の方針により議事録等を作成すべきとされているが、実施機関の担当職員間で行う会議については、会議の内容により議事録の作成の可否を個別に判断しているとのことであった。

よって、実施機関による再検索の方法及び説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないものと認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年5月23日	審議（第335回）
令和4年7月20日	審議（第336回）
令和4年8月18日	審議（第337回）
令和4年9月30日	審議（第338回）